

11月は建設業取引適正化推進月間 国土交通省・都道府県が指導に奮迅

不当に低い下請代金指値発注や過大な赤伝処理法令遵守の契約で防止を

国土交通省は9月5日に『11月は建設業取引適正化推進月間です！』の見出しで、月間の標語を『みんなで守る適正取引』と定め、公表するとともに、適正取引の周知・徹底に尽力している。この月間は本紙昨年11月号で第1回実施を報じたが今年2回目、月間の主旨は、建設業法(昭和24年法律第100号)の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じその推進を図って来た。

しかし、依然として建設業の請負契約における不適正取引が指摘されているので、建設業の健全な発達を促進するため、この月間に集中的に法令遵守に関する活動を行うとしている。

【平成28年度実施要領】

期間=11月(11月1日~30日)

主催=国土交通省、都道府県

協賛=(公財)建設業適正取引推進機構

実施内容

① ポスターの配布・掲示等

国土交通省が作成・配布するポスター(別掲)を全国各地の地方整備局、都道府県、市町村、関係団体で掲示する。

② 新聞、機関誌、ホームページや各媒体等を通じた広報

③ 建設業者等を対象とした講習会等の開催

都道府県単位を原則とし、各許可行政庁が連携、あるいは独自に建設業法の講習会等を実施する。

特に、『建設業法令遵守ガイドライン(要旨別掲)』及び『下請契約及び下請代金支払いの適正化並びに施工管理の徹底等について』のほか、平成28年7月に改訂された『社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン』についても、重点的な周知を行う。

④ 立ち入り検査等の実施

月間期間以外の立ち入り検査に加え、各許可行政庁が連携して立ち入り検査等による指導を行う。社会保険等の加入状況や、法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況、安全衛生経費の負担状況の確認等も併せて行う。

⑤ その他、各許可行政庁が自主的な事業の実施に努める。

【各地方整備局の講習会等の開催情報】

北海道開発局、東北地方、関東地方、北陸地方、中部地方、近畿地方、中国地方、四国地方、九州地方、
沖縄総合事務局

建設業法令遵守ガイドライン(第4版・平成26年10月)要旨 一元請負人と下請負人の関係に係る留意点一

はじめに
建設産業は激しい競争時代に突入し、適正な競争を通じて技術と経営に優れた企業が生き残り伸びていくことが求められている。しかし、従来から適切な施工能力を有しないペーパーカンパニーなどの不良・不適格な存在や、一括下請、技術者の不専任、不適正な元請下請関係等の法令違反が問題となっている。(中略)本ガイドラインは下請契約が建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく契約でなければならぬことや、どのような行為が法令違反になるかを具体的に示し、元請下請の対等な関係の構築及び公正な取引の実現を図ることを目的としている。
建設業法上違反となるおそれがある行為事例(見出し、説明部分は要約)
1. 見積条件の提示(業法第20条の3) 不明確、曖昧な条件による見積。工事内容等質問に曖昧な回答。無理な見積期間。
2. 書面による契約締結
2-1. 当初契約(業法第18条、19条第1項、第19条の3) 書面で契約しない場合、業法第19条第1項の必要記載事項を満たさない契約書面。元請の指示で書面の契約前に工事に着手。
2-2. 3 追加工事に伴う追加・変更契約(業法第19条第2項、第19条の3) 追加、変更工事の変更契約なし。追加工事終了後書面による契約。追加工事の下請契約変更に応じない。下請の責めでないのに工期短縮・増員等必要な契約に応じない。
3. 不当に低い請負代金(業法第19条の3) 元請の予算のみ基準とし下請の見積額を大幅に下回る契約。契約しないと今後の取引に影響と大幅に下回る額で契約。下請代金の増額にこたえず追加工事をさせる。契約後に取り決めた代金を一方的に減額
4. 指値発注(業法第18条、19条第1項、第19条の3、第20条第3項) 元請が自己の予算額を基準として、協議無く貸与した衛生保護具等の費用を決定した場合。合理的根拠無く下請の見積額を著しく下回る額を一方的に決める。複数の下請が提出した見積額の最も低い額で契約を強いる。代金合意が出来ない段階で工事に着手させ一方的に下請額を決める。予算額を示し下請の見積期間も設けず、その額で契約させる。
5. 不当な使用資材等の購入強制(業法第19条の4)
6. やり直し工事(業法第18条、19条第2項、第19条の3) 元請下請の責任、費用負担等明確にせずやり直しさせ、費用を下請に負担させる。
7. 赤伝処理(業法第18条、19条、19条の3、20条の3) 合意無く、一方的に貸与した安全衛生保護具、廃棄物処理費等を差し引く。販売促進協力費、駐車場、宿舍使用料等過大に差し引く。やり直し工事費を代金から差し引く。
8. 工期(業法第19条第2項、19条の3) 元請の管理不十分で生じた工期短縮でおこる増加費用を一方的に負担させる。元請の都合で工期延長などした場合の待機の経費等を認めない。
9. 支払保留(業法第24条の3、24条の5)
10. 長期手形(業法24条の5第3項)
11. 帳簿の備え付け・保存及び営業に関する図書の保存(業法第40条の3)